

処分について

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、または担保に供することをいいます。(都外移転も含みます。)また、自動車検査証上の自家用・事業場の別を変更しようとするときも同様です。

処分の例は以下のとおりです。【処分の制限(交付要綱第17条)】

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更 (解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
再エネ電力及び太陽光発電システムの増額分のみ要件を外れる場合。 (車両は引き続き要件を満たす場合)	電力契約解約日 ※増額分のみ処分対象となる。
自家用/事業用の別を変更する場合	登録変更日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別にクール・ネット東京が指定

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分			処分制限期間
自家用車両(レンタカーを除く)			4年
区分			処分制限期間
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

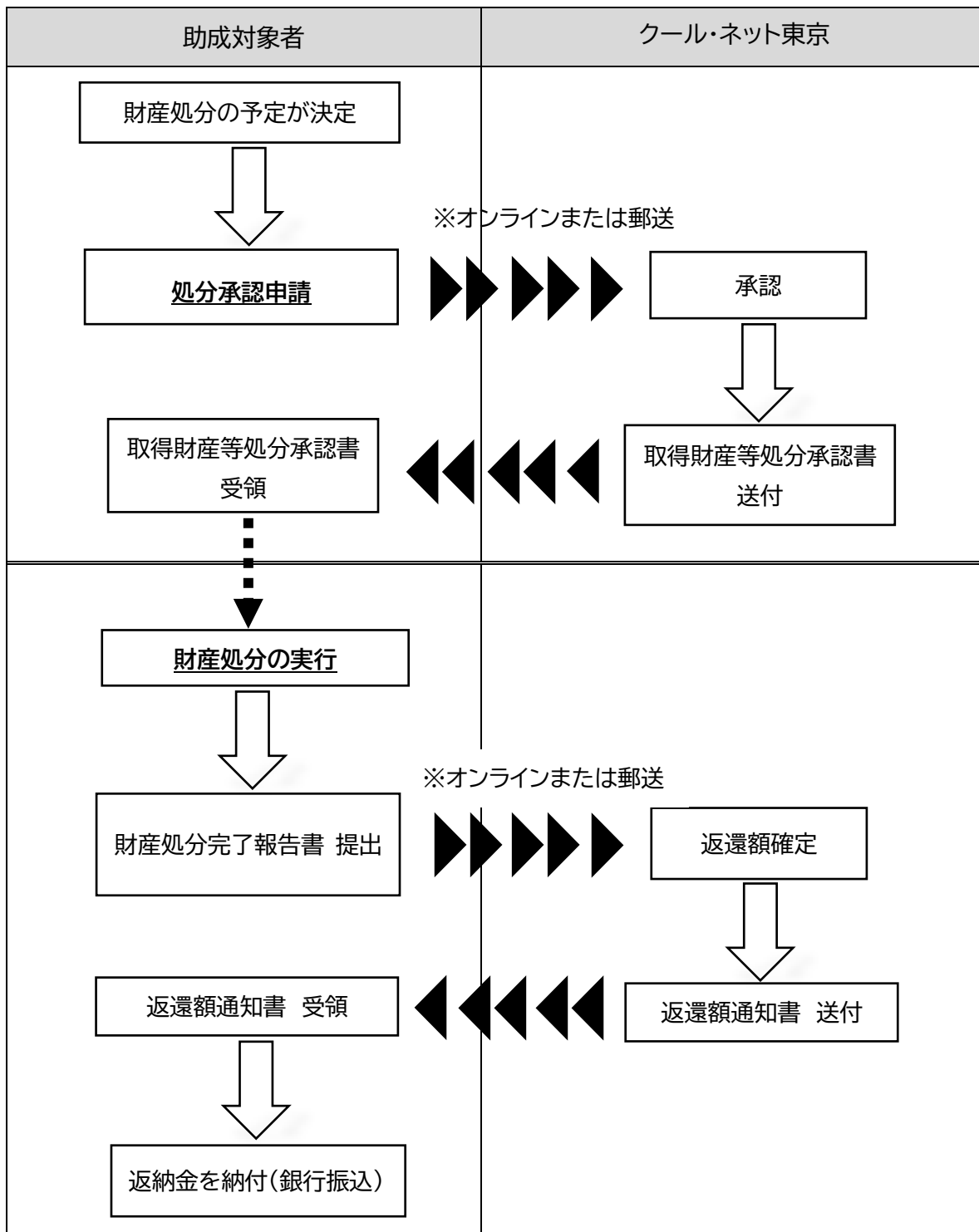
(交付要綱 別表第5 第17条及び第18条関係)

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、**必ず事前に承認を受けてください。**承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

処分の手続き(交付要綱第 17 条)

- (1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

※承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

- (2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\text{※1}) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\text{※2})}{\text{処分制限期間}(\text{※3})} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

- (3) 処分申請においては、要件によって処分の承認を得るだけで、返納金は発生しないケースがございます。下記に表にて免除となったケースを記載しておりますのでご参照ください。

以下のケースに該当される方は処分承認申請する際に、合わせて返納金の免除申請を行うようお願いいたします。また承認申請の内容によっては、免除にあたらなないケースもございますのでその際はクール・ネット東京より確認並びにご連絡させていただきます。

【免除となるケース例】

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書又は被災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書(免責証書)、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額が0円のもの
申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証 ・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京が特に認める場合	クール・ネット東京が指定する書類

申請の撤回

交付決定後に助成金の交付条件に該当しなくなった場合等は、交付決定通知書を受け取ってから14日以内に撤回届を提出してください。申請はオンライン申請、郵送申請どちらでも受付をいたします。

なお、撤回申請の対象となった車両については、再申請はできません。

交付決定の取消し

助成金受領後に申請要件を満たしていないにも関わらず、取下げや撤回届の提出を行わなかったことが発覚した場合(例:既に都外へ引越しや移転をしているにもかかわらず、交付決定通知書を受領し、その後助成金を受給した場合など)は交付決定の取消しとなります。助成金の全額返金と違約加算金等が発生することがございますのでご注意ください。